

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業

	生計困難者	生活保護受給者	平成25年生活扶助基準見直しに伴う 特例措置対象者															
対象者	住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者 ①年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算) ②預貯金等が350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	・生活保護受給者 ・介護支援給付受給者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	下記①かつ②のうち、引き続き本事業に基づく軽減対象者に該当する者 ①平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者 ②廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者															
軽減対象となる費用	次のサービスに係る1割負担、食費、居住費 訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス ※ 介護予防サービスがある場合も含む。	次のサービスに係る居住費(従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス ※ 介護予防サービスがある場合も含む。	・次のサービスに係る1割負担、食費 左記の生計困難者と同じ ・次のサービスに係る居住費 左記の生活保護受給者と同じ ※ 介護予防サービスがある場合も含む。															
軽減割合	原則 1/4 (老齢福祉年金受給者は 1/2)	全額(補足給付等の支給後の額)	・1割負担、食費 原則 1/4 (老齢福祉年金受給者は 1/2) ・居住費 全額(補足給付等の支給後の額)															
軽減のイメージ	<table><tr><td>対象サービスに係る1割負担</td><td rowspan="3">1/4 軽減</td></tr><tr><td>食費</td></tr><tr><td>居住費</td></tr></table>	対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減	食費	居住費	<table><tr><td>対象サービスに係る1割負担</td><td>※ 生活保護</td></tr><tr><td>食費</td><td>※ 生活保護</td></tr><tr><td>居住費</td><td>全額軽減</td></tr></table> ※ 多床室の場合、居住費は補足給付により支給。	対象サービスに係る1割負担	※ 生活保護	食費	※ 生活保護	居住費	全額軽減	<table><tr><td>対象サービスに係る1割負担</td><td rowspan="2">1/4 軽減</td></tr><tr><td>食費</td></tr><tr><td>居住費</td><td>全額軽減</td></tr></table>	対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減	食費	居住費	全額軽減
対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減																	
食費																		
居住費																		
対象サービスに係る1割負担	※ 生活保護																	
食費	※ 生活保護																	
居住費	全額軽減																	
対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減																	
食費																		
居住費	全額軽減																	

※ 軽減を行った社会福祉法人等に対して、軽減総額の1/2を公費で助成(公費の内訳は国が1/2、都道府県・市町村が1/4ずつ)。なお、一定額までは法人の負担となる。